

## 都道府県 J-VER プログラム認証基準に沿った審査要領

温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する都道府県の制度（以下「都道府県プログラム」という。）が、「都道府県 J-VER プログラム」として認められるためには、オフセット・クレジット（J-VER）制度（以下「J-VER 制度」という。）に整合していると認められることが条件となる。都道府県プログラムに対する審査は、原則として書類審査のみとし、定期的なサーベイランス等は実施しない。

### 1. 申請資格

日本国内の都道府県であって、J-VER 制度に整合していると認められる「都道府県プログラム」を既に実施または実施予定であること。

### 2. 審査の流れ

基本的には、以下のステップで審査を行う。

- ① 申請書及び添付書類の提出
- ② 事務局による受理・書類審査（予備審査）・審査報告書案の作成
- ③ 認証運営委員会による本審査によりプログラム認証可否を決定

#### (①申請書及び添付書類の提出)

- ・ 所定の様式に従って公式な権限を持つ申請団体の代表者が署名・捺印した申請書・添付書類を提出。

#### (②事務局による受理・書類審査・審査報告書案の作成)

- ・ 申請書及び添付書類を確認し、不備ないことを確認した時点で受理の連絡。
- ・ 申請書及び添付書類の内容について、必要に応じて申請者に電子メールや電話等で内容確認。
- ・ 環境省が別途定める「都道府県 J-VER プログラム認証基準」の要求事項を満たしているかどうか事務局による書類審査（予備審査）を実施し、都道府県 J-VER プログラム認証基準を満たしうるかを確認。
- ・ 事務局は、必要に応じて電話等によるフォローアップ審査を実施し、審査報告書案を作成。

#### (③認証運営委員会による本審査)

- ・ オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会（以下「認証運営委員会」という。）において事務局による審査報告書案を説明し、プログラム認証の可否について審議する。
- ・ 都道府県 J-VER プログラム認証基準に準拠した妥当な運用が可能と判断した時点で認証運営委員会がプログラム認証し、プログラム認証リストに掲載する。

### 3. 提出書類等

申請にあたっては、下記の申請書及び添付書類を提出すること。

- 都道府県プログラム認証申請書
- 都道府県プログラムの実施要綱、ガイドライン、申請者提出書類等
  - ・ 実施要綱（エネルギー削減、自然エネルギー発電、森林吸収証書等とのダブルカウント防止の対応策を含む）
  - ・ ポジティブリスト ※J-VER 制度における適格性基準に加えて追加的要件を定める場合は、当該追加的要件を明記
  - ・ 方法論
  - ・ モニタリングガイドライン
  - ・ 検証ガイドライン
  - ・ プロジェクト申請書・約款・誓約書等
- 委員会設置要綱、委員会名簿

以 上